

## VIII その他

### 1 議員倶楽部

---

- 目的等

議員間の親睦等を図ることを目的として、船橋市議員倶楽部規約に基づき設置されており、懇親会等の開催、議員間の研修などに関する事業を行っている。

- 経費

倶楽部の経費は、事業を行う都度、倶楽部員から徴収している。

- 役員

会派ごとに 1 人の幹事を選出し（任期 2 年）、幹事の互選により幹事長及び副幹事長各 1 人を選出する。

### 2 表彰状伝達式

---

全国市議会議長会から永年在職表彰を受けた議員があるときは、最近の議会の開会前に、議場において表彰状伝達式を行う。（先例）

### 3 船橋市議会優良団体等表彰

---

- 目的等

学術、芸術、体育、産業、ボランティア活動等の分野における競技会、コンクール等の全国的な大会で優秀な成績を収めた者又は団体に対して、その功績をたたえ市議会が表彰を行っている。議場において表彰式を行っている。

なお、令和元年 10 月 8 日以降、事業見直しのため、休止している。